



第64期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 大阪府門真市新橋町2番11号
当社本店 2階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第64期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	10
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日の健康状態や体調等に十分にご配慮の上、どうぞご無理をなさらないようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、併せてご検討のほどよろしくお願いたします。

例年、ご来場の株主様へお土産をお渡ししておりますが、本年はお土産のお渡しを取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪府門真市新橋町2番11号

東和薬品株式会社

代表取締役社長 吉田逸郎

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場を見合せていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。その場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府門真市新橋町2番11号

当社本店 2階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしく願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第64期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とインターネット上の当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」で構成されております。
- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本株主総会に関する対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 株主総会の役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.towayakuhin.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただかない場合



インターネットによる議決権行使の場合 (パソコンまたはスマートフォン、携帯電話)

各議案に対する賛否をご入力ください。
行使方法につきましては、次頁をお読みください。

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時40分入力分まで



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時40分到着分まで

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催日時

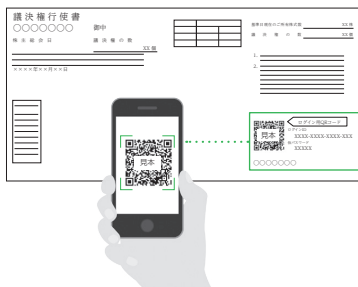
2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

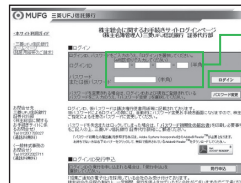
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

ログインID・パスワードを入力する方法

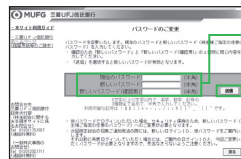
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、任意のパスワードにご変更ください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

システム等に関する
お問い合わせ先



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の強化を図りつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様への安定的な配当を維持していくことを重要な課題と認識しております。

この方針に基づき、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案し、慎重に検討いたしました結果、剰余金処分につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金22円 配当総額 1,082,712,554円 なお、中間配当金として1株につき22円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき44円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月25日

(注) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	よしだ いっろう 吉田逸郎 (1951年4月27日) 所有する当社の株式数 1,455,309株 再任	1979年5月 当社入社 1983年10月 当社経理部長 1983年12月 当社取締役経理部長 1986年8月 当社取締役総務部長 1990年4月 当社取締役社長室長 1990年6月 当社専務取締役社長室長 1991年6月 当社専務取締役生産本部長 兼 社長室長 1991年11月 当社専務取締役社長室長 1996年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長 大地化成(株)代表取締役会長
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ全体の事業及び経営・管理に関する業務に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	<p>このかずひこ 今野和彦 (1954年10月8日)</p> <p>所有する当社の株式数 9,156株</p> <p>再任</p>	<p>1977年4月 関東医師製薬(株)入社</p> <p>1998年11月 当社入社 生産本部山形工場品質保証部次長</p> <p>2005年4月 当社生産本部山形工場品質保証部長</p> <p>2007年4月 当社信頼性保証本部品質保証部長</p> <p>2009年10月 当社生産本部大阪工場長</p> <p>2013年6月 当社取締役生産本部副本部長</p> <p>2014年4月 当社取締役生産本部長</p> <p>2017年6月 当社常務取締役生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部担当</p> <p>2019年4月 当社常務取締役信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において主として生産及び品質保証部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	たなかまさお 田中政男 (1954年7月4日) 所有する当社の株式数 4,175株 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block;">再任</div>	1978年4月 参天製薬(株)入社 2007年4月 同社内部監査室長 2009年3月 同社経理部財務課チーム チームマネージャー 2009年4月 当社入社 内部監査室次長 2011年4月 当社内部監査室長 2016年10月 当社広報・IR室長 兼 人事部長 2017年6月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社取締役 管理本部担当 (現任) (重要な兼職の状況) 該当なし
【取締役候補者とした理由】 管理部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としたしました。		

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
おお かし かり ぞう 大 石 歌 織 (1977年4月21日) 所有する当社の株式数 - <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">新 任</div>	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）入所 2013年1月 同事務所パートナー（現任） 2017年6月 (株)パルタック社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー (株)パルタック社外取締役
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かして、企業経営の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進についての助言・提言が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、女性の視点や立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 大石歌織氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 大石歌織氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 大石歌織氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
 4. 大石歌織氏の選任が承認された場合、当社は同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

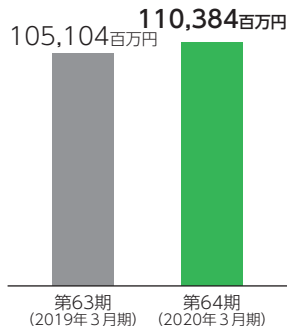
当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移してはいましたが、期後半より企業収益の足踏みや雇用環境の改善ペースに鈍化などの弱さがみられ、また、海外の政治経済の不確実性に加えて、2月以降、新型コロナウイルス感染拡大による消費動向や企業活動への影響もあり、先行き不透明な状況が一段と強まっております。

ジェネリック医薬品業界では、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まりました。これを受けて2018年4月の診療報酬改定や第3期医療費適正化計画などにおいて各種施策が講じられました。さらに2019年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質の更なる信頼性確保を図りつつ、2020年9月までの後発医薬品使用割合80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む。」ことが決まり、2017年4-6月期時点で67.8%であった数量シェアが2019年10-12月期においては77.1%となり(日本ジェネリック製薬協会調べ)、目標の80%に向けて、ジェネリック医薬品の普及が進んでおります。

■売上高

110,384百万円

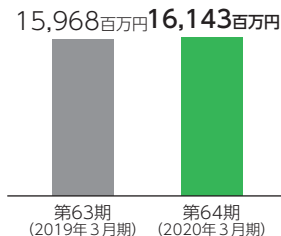
前連結会計年度比 5.0%増



■営業利益

16,143百万円

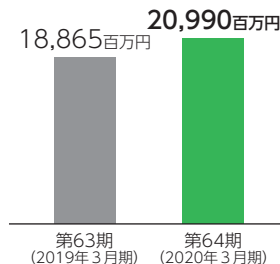
前連結会計年度比 1.1%増



■経常利益

20,990百万円

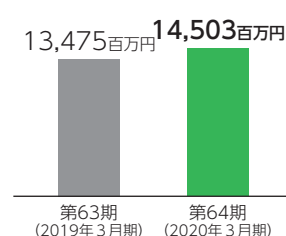
前連結会計年度比 11.3%増



■親会社株主に帰属する当期純利益

14,503百万円

前連結会計年度比 7.6%増



一方、2016年12月に閣議決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2018年4月に薬価制度の抜本改革が行われ、2019年10月には消費税率の引上げに伴い市場実勢価格を踏まえた薬価改定が実施され、さらに、2020年4月に通常薬価改定が実施されました。そして、2021年度以降は、2年に1度の通常薬価改定に加え中間年における薬価改定が実施され、毎年薬価改定となるなど、ジェネリック医薬品業界は大きな変化の時期を迎えております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、2018年5月に発表した「中期経営計画2018-2020 PROACTIVE」（以下「中期経営計画」といいます）に基づき、国内ジェネリック医薬品事業を基盤としつつ、新規市場への進出・新規事業の創出など、より世の中や地域社会に必要とされる企業となるべく各種施策に取り組んでおります。

新規市場への進出として、2019年12月にスペインの大手医薬品メーカーであるCorporación Químico Farmacéutica Esteve, S.A. 及びEsteve Pharmaceuticals, S.A.（本社：スペイン・カタルーニャ州）より、ジェネリック医薬品事業を集約するPensa Investments, S.L.（本社：スペイン・カタルーニャ州、以下「ペンサ」といいます）の全株式を取得し完全子会社化することについて合意し、2020年1月31日に手続きが完了いたしました。ペンサは、欧米でのジェネリック医薬品販売事業及び受託製造事業を展開し、欧州に研究開発、製造拠点を有しております。これにより、欧州複数国に加え米国での販売網を獲得するとともに、欧州にある欧米の基準に準拠した製造拠点を得ることで、当社の海外事業を展開する際の橋頭堡の役割を担うものと考えております。なお、第4四半期は統合作業を中心に取り組みました。

新規事業の創出として、患者の服薬アドヒアランス向上と、それによる残薬の解消といった医療経済課題への貢献を目的として、株式会社バンダイナムコ研究所と「ゲームメソッドを取り入れた服薬支援ツール」の共同開発を開始するなど、新たな健康関連サービスの着手に取り組んでおります。今後も、「人々の健康に貢献する」という当社の理念のもと、ヘルスケア領域での新規事業の創出を目指してまいります。

国内ジェネリック医薬品の販売面に関しては、6月に新製品2成分4品目を初年度売上高390百万円の計画で販売を開始、12月には新製品2成分3品目を初年度70百万円の計画で販売を開始し、当社のジェネリック医薬品の製品数は344成分764品目となりました。さらに、東和式販売体制も定着したことで売上は順調に推移しました。生産面に関しては、グループ会社のグリーンカプス製薬株式会社が静岡県富士宮市に建設しておりました静岡工場が2020年2月に本格稼働し、東和薬品のソフトカプセル製剤の安定供給体制を構築するだけでなく、ソフトカプセル製剤の製造受託ができる環境が整備されました。

このような活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、近年の追補品も順調に推移し、110,384百万円（前期比5.0%増）となりました。売上原価率は54.1%と前期比0.1ポイント上昇したものの、売上総利益は50,646百万円（同4.6%増）となりました。また、販売費及び一般管理費については、支払手数料、研究開発費等の増加により34,503百万円（同6.4%増）となりました。その結果、営業利益は16,143百万円（同1.1%増）、経常利益は20,990百万円（同11.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,503百万円（同7.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強などを目的として、総額6,236百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、借入金により20,560百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年1月31日をもって、Pensa Investments, S.L.の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第61期 (2017年3月期)	第62期 (2018年3月期)	第63期 (2019年3月期)	第64期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	84,949	93,430	105,104	110,384
経常利益	7,417	11,717	18,865	20,990
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,576	6,495	13,475	14,503
1株当たり当期純利益	113円32銭	132円00銭	273円85銭	294円74銭
総資産	165,247	177,181	188,803	228,138
純資産	74,945	79,920	91,771	104,649
1株当たり純資産額	1,522円99銭	1,624円09銭	1,864円92銭	2,126円42銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第63期の期首から適用しており、第62期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第61期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
3. ペンサの全株式を取得し、完全子会社としたことにより当連結会計年度において総資産が49,186百万円増加しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジェイドルフ製薬株式会社	40百万円	100%	医療用医薬品の製造・販売
大地化成株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造
Pensa Investments, S.L.	3百万ユーロ	100%	医療用医薬品の製造・販売

(4) 対処すべき課題

「(1) 当連結会計年度の事業の状況」の「①事業の経過及び成果」に述べているように、業界環境が大きく変化していますが、当社は信頼性のさらなる向上を行いつつ、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業であり続けることを目指しています。

当社は、ジェネリック医薬品事業でこれまで以上の信頼を得る企業になるとともに、医薬品産業の中で確かなポジションを確立すべく尽力していきます。また、これまでに培った知見や技術の活用だけでなく、新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図り、新しい医療体制に対応した健康関連事業の創出にも注力していきます。そのために、当社は以下の3つの基本方針に沿って、各課題に取り組んでまいります。

基本方針1 国内ジェネリック事業の確実な成長

当社がこれまでに注力してきた取り組みである「安定供給体制の向上」「東和式販売体制の確立」「製品総合力No. 1の製品づくり」により国内のジェネリック医薬品事業を成長させてまいりました。引き続き、当社のコア事業として当該事業を確実に成長させるために、「安定供給体制の維持・強化」「東和式販売体制の最適化」「製品総合力No. 1の製品づくり」の課題に取り組めます。

「安定供給体制の維持・強化」

当社は原薬確保から製品配送に至るまでの原薬・生産・物流・営業の全てにおいて当社独自の仕組みを有しており、当社製品を安定して供給できる体制の維持・強化に取り組めます。

「東和式販売体制の最適化」

当社は情報提供体制を拡充し、営業所及び代理店、医薬品卸との連携により最適な流通チャネルの確立に取り組めます。

当社は、代理店との関係強化・共存共栄を図るとともに、営業所の再編も進め、当連結会計年度末時点で合計71カ所の営業所を有しています。引き続き、ジェネリック医薬品の使用数量が拡大する地域においては、取引軒数の増加、売上の増加などに対応し、当該地域の営業効率を高めるために営業所を拡張・移転します。また、2017年度から開始した医薬品卸との協業を進め、流通チャネルを拡充し、医療現場のニーズに沿って当社製品をお届けすることでシェア拡大に努めます。

「製品総合力No. 1の製品づくり」

当社は、総合ジェネリック医薬品メーカーとして、必要とされる医薬品の品揃えを行うことに留まらず、製品総合力でトップのジェネリック医薬品メーカーを目指します。患者の服薬アドヒアランスの向上、医薬品の適正使用、医療関係者の安全性や利便性などの観点で、多面的な工夫を加えることでより高い付加価値を提供できる医薬品を開発します。さらに、将来にわたって使い続けられると思われる製剤については、医療機関や患者等からの要望により理想と考えられる製品を目指し、適切な改良と改善を継続して実施します。

基本方針2 さらなる製品品質の進化

当社の持続的な成長に向けて製品品質をさらに進化させるため、「RACTAB技術の高性能化」「有効成分の安定化技術の確立」「新たな結晶化技術の確立」「連続生産プロセスの確立」に取り組みます。また、ジェネリック医薬品メーカーとしてのイノベーションにも挑戦します。

製剤に関しては、工夫や製品品質を高めるための基盤技術を蓄積し、原薬に関しては、原薬の結晶形を自由にコントロールすることを可能にする基盤技術を蓄積し、生産に関しては、効率的な製造プロセスの確立に向けた取り組みを行います。

基本方針3 新規市場への進出と新規事業の創出

当社のコア事業であるジェネリック医薬品の国内での販売に加えて、新規市場である海外市場への進出に取り組みます。国内で受け入れられた製品を必要とされる海外市場へ提供していくことを目指し、海外諸国において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索しつつ、新規市場への進出に向けた調査活動を行っています。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地企業との提携や協力関係なども構築しています。今期は新規市場への進出の取り組みの一つとして、スペインのPensa Investments, S.L.（本社：スペイン・カタルーニャ州、以下「ペンサ」といいます）を買収により完全子会社化しました。ペンサを通じて、欧米のジェネリック市場同時進出を実現し、世界中の患者に高品質で付加価値のあるジェネリック医薬品を提供できるグローバル事業基盤を確立してまいります。

また、当社の「人々の健康に貢献する」という理念に沿って、当社は新たな技術の獲得及びまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組めます。今期は2019年10月にユニバーサル・サウンドデザイン株式会社の開発した高齢者向けの対話型支援機器「comuoon（コミュニケーション）」の販売を開始し、未病に向けた取り組みをしています。さらに、既存薬の新たな薬効を発見し、別の治療薬として開発する「ドラッグ・リポジショニング」や株式会社バンダイナムコ研究所と「ゲームメソッドを取り入れた服薬支援ツール」の共同開発を開始するなど、その他の新規事業として新たな健康関連サービスの着手に取り組んでいきます。

さらに中長期的な取り組みとして、バイオ後続品市場への参入に向けた事業展開の方向性についても引き続き検討しています。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、医療用医薬品の製造・販売を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

	機 能	名 称	所 在 地
当 社	本 社	本 社	大 阪 府 門 真 市
		守 口 別 館	大 阪 府 守 口 市
		東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区
	研 究 所	中 央 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		製 剤 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		京 都 分 析 科 学 セ ン タ ー	京 都 府 京 都 市
		尼 崎 リ サ ー チ セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
		姫 路 リ サ ー チ セ ン タ ー	兵 庫 県 姫 路 市
		健 都 ハ ル ス ケ ア 科 学 セ ン タ ー	大 阪 府 吹 田 市
		工 場	大 阪 工 場
	岡 山 工 場		岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
	山 形 工 場		山 形 県 上 山 市
	物 流 セ ン タ ー	西 日 本 物 流 セ ン タ ー	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		東 日 本 物 流 セ ン タ ー	山 形 県 山 形 市
	営 業 所	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
他、全71営業所			
ジ ェ イ ド ル フ 製 薬 株 式 会 社	本 社	本 社	滋 賀 県 甲 賀 市
	工 場	土 山 工 場	滋 賀 県 甲 賀 市
大 地 化 成 株 式 会 社	本 社	本 社	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
	工 場	兵 庫 工 場	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
		姫 路 工 場	兵 庫 県 姫 路 市
P e n s a I n v e s t m e n t s , S . L .	本 社	本 社	ス ペ イ ン カ タ ル ー ニ ャ 州 バ ル セ ロ ナ

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,325 (666) 名	853名増 (23名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. ペンサの全株式を取得し、完全子会社としたことにより当連結会計年度において従業員数が762名増加しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,321 (666) 名	92名増 (23名増)	36.6歳	9.9年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	35,829百万円
株式会社みずほ銀行	12,059百万円
山形県	5,735百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,968百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、興和株式会社から、2018年6月、2019年3月及び2020年3月に、ピタバスタチンCa・OD錠1mg「トーフ」、同2mg「トーフ」及び同4mg「トーフ」について同社の製剤特許の特許権侵害を理由として損害賠償を求める訴訟を提起されておりますが、当社からも特許庁に対して同特許の無効審判を請求しており、裁判所及び特許庁において現在係争中です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 147,000,000株

(注) 2019年4月1日付で普通株式1株につき、3株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を49,000,000株から147,000,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数 51,516,000株

(注) 2019年4月1日付で普通株式1株につき、3株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式総数は51,516,000株に増加しております。

③ 株主数 5,125名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) 吉田事務所	20,100千株	40.84%
吉田逸郎	1,455千株	2.95%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,452千株	2.95%
東和薬品共栄会	1,401千株	2.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	1,048千株	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	902千株	1.83%
東和薬品社員持株会	806千株	1.63%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505224	803千株	1.63%
ビーエヌワイエムアズエージェンシーエルティエス テンパーション	766千株	1.55%
(有) 吉田エステート	648千株	1.31%

(注) 1. 当社は自己株式2,301,793株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

2015年7月7日開催の取締役会決議に基づき発行した「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	2015年7月23日（ロンドン時間）
新株予約権の数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 調整後転換価額は3,783.6円とする。
新株予約権の行使期間	2015年8月6日から2022年7月8日まで (行使請求受付場所の現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 2022年4月1日（同日を含まない）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	15,024百万円

- (注) 1. 2019年4月1日付で実施した1株を3株とする株式分割により、以降の転換価額を3,789.3円に調整しております。
2. 2019年6月25日開催の第63期（2019年3月期）定時株主総会におきまして、期末配当を当社普通株式1株につき金60円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当金を1株につき107.5円としております。これに伴い、本新株予約権付社債の要綱の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を3,783.6円に調整しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 田 逸 郎	ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長 大地化成(株)代表取締役会長
常務取締役	今 野 和 彦	信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部 担当 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長
取締役	田 中 政 男	管理本部 担当
取締役 (監査等委員・常勤)	白 川 敏 雄	—
取締役 (監査等委員)	栄 木 憲 和	アンジェス(株)社外取締役 (株)ファンペップ社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 (株)ジーンテクノサイエンス社外取締役
取締役 (監査等委員)	根 本 秀 人	日本アイ・ビー・エム(株)パートナー

(注) 1. 当社は、2019年6月25日開催の第63期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために白川敏雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)栄木憲和氏及び根本秀人氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、栄木憲和氏及び根本秀人氏を独立役員として届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)根本秀人氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
森野 禎之	2019年6月25日	任期満了	取締役
内藤 泰史	2019年6月25日	任期満了	取締役
前山 茂	2019年6月25日	任期満了	取締役
栗原 一夫	2019年6月25日	任期満了	常勤監査役
皆木 武久	2019年6月25日	任期満了	監査役
森野 實彦	2019年6月25日	任期満了	監査役
三村 淳司	2019年6月25日	任期満了	監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

【監査等委員会設置会社移行前】2019年4月1日～第63期定時株主総会（2019年6月25日）終結の時まで

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (2名)	32百万円 (4百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (2名)	7百万円 (2百万円)
合計 （うち社外役員）	13名 (4名)	40百万円 (6百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名と監査役（社外監査役含む）4名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

【監査等委員会設置会社移行後】第63期定時株主総会（2019年6月25日）終結の時～2020年3月31日まで

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	3名	124百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	3名 (2名)	31百万円 (13百万円)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	6名 (2名)	155百万円 (13百万円)

(注) 1. 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、役員報酬額を以下のとおり決議いただいております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、基本報酬、年次賞与及び中長期業績連動型株式関連報酬を含めて年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とする。
 - ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、社外取締役分も含めて、年額70百万円以内とする。
 - ・上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額年額550百万円以内とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して支給する譲渡制限付株式付与のための金銭債権の総額を年額100百万円以内とする。
2. 上記のほか、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会の決議に基づき、第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役と監査役（社外監査役含む）に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 3名 | 13百万円 |
| 退任監査役 | 4名 | 14百万円 |
3. 当社は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）栄木憲和氏は、アンジェス㈱、㈱ファンペップ、ソレイジア・ファーマ㈱及び㈱ジーンテクノサイエンスの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）根本秀人氏は、日本アイ・ビー・エム㈱のパートナーであります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（13回開催）		監査等委員会（10回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 （監査等委員）	栄 木 憲 和	13回	100%	10回	100%
取 締 役 （監査等委員）	根 本 秀 人	13回	100%	10回	100%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役（監査等委員）栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）根本秀人氏は、公認会計士としての専門的な知識及び情報通信企業での経験や見識を活かし、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

なお、当社は2019年6月25日開催の第63期定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2019年6月25日の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするとともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任スタッフを置きます。また、当該専任スタッフは、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

取締役は、原則月1回開催する取締役会での業務報告により監査等委員会への報告を行うことを基本とします。また、当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査等委員会からの要求に従って、随時報告するものとします。監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができません。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会の主導のもと、役員及び従業員向けに日常的な啓発活動を行うとともに、コンプライアンス推進期間を設けてグループ全体で諸施策を実施しました。具体的には、経営トップからコンプライアンスを重視するべき旨のメッセージを役員及び従業員に対して発信しました。また、グループ各社の役員及び従業員を対象としたアンケートを実施してコンプライアンス意識のモニタリングを行い、今後の施策に反映することとしました。さらに、役員及び従業員向けにハラスメントやインサイダー取引防止に関するeラーニングを実施しました。

内部通報制度は当社グループ内で共通のヘルプラインとして運用されております。グループ各社から寄せられた通報に対し、コンプライアンス委員会が通報者の保護を図りつつ適切に対処しており、内部監査室によるモニタリングとあわせて、問題の早期発見と是正に寄与しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うとともに、必要に応じて、取締役が当該情報を閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

危機管理に関する基本的事項を定めた「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止、及び万一発生した場合の被害の極小化について対応策を検討しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は13回開催され、取締役会規程に則って、十分な検討の上、経営上の重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行っています。また、「経営戦略会議」、「経営モニタリング会議」も開催し、経営課題に関する重要案件を審議しました。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理担当部門は経営企画部であり、「関係会社管理規程」において、協議承認事項及び報告事項を定め、綿密な連携のもとにグループ全体としての業務の適正を図っております。また、関係会社に対する監査は内部監査室が行っております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われるため、社外取締役を含む監査等委員は、毎月1回、監査等委員会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行いました。また、常勤監査等委員は「取締役会」のほか、「経営戦略会議」「経営モニタリング会議」「コンプライアンス委員会」「リスクマネジメント委員会」等への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しました。さらに、会計監査人及び内部監査室からは定期的に報告を受け、意見交換を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	120,375	流動負債	69,468
現金及び預金	18,713	支払手形及び買掛金	9,585
受取手形及び売掛金	35,191	電子記録債務	11,147
電子記録債権	6,401	短期借入金	21,368
商品及び製品	24,130	1年内返済予定の長期借入金	6,767
仕掛品	8,258	未払金	8,406
原材料及び貯蔵品	18,027	未払法人税等	4,060
デリバティブ債権	5,324	役員賞与引当金	54
その他	4,348	その他	8,077
貸倒引当金	△20		
固定資産	107,763	固定負債	54,020
有形固定資産	79,330	新株予約権付社債	15,024
建物及び構築物	47,941	長期借入金	36,640
機械装置及び運搬具	13,033	退職給付に係る負債	364
土地	11,194	その他	1,991
建設仮勘定	4,936		
その他	2,224	負債合計	123,489
無形固定資産	17,650	純資産の部	
のれん	10,209	株主資本	104,132
その他	7,440	資本金	4,717
投資その他の資産	10,783	資本剰余金	7,870
投資有価証券	455	利益剰余金	97,171
関係会社株式	245	自己株式	△5,627
繰延税金資産	4,336	その他の包括利益累計額	517
退職給付に係る資産	27	その他有価証券評価差額金	79
その他	5,825	為替換算調整勘定	438
貸倒引当金	△107		
資産合計	228,138	純資産合計	104,649
		負債・純資産合計	228,138

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		110,384
売 上 原 価		59,738
売 上 総 利 益		50,646
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		34,503
営 業 利 益		16,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	87	
デ リ バ イ ブ 評 価 益	3,672	
為 替 差 益	722	
補 助 金 収 入	170	
そ の 他	377	5,031
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	131	
そ の 他	52	184
経 常 利 益		20,990
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	6	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	225	281
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		20,709
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,542	
法 人 税 等 調 整 額	△336	6,206
当 期 純 利 益		14,503
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14,503

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	95,252	流動負債	58,713
現金及び預金	15,500	支払手形	638
受取手形	2,325	電子記録債権	11,147
電子記録債権	6,108	買掛金	6,178
売掛金	22,054	短期借入金	20,000
商品及び製品	18,213	1年内返済予定の長期借入金	5,738
仕掛品	7,577	未払金	5,428
原材料及び貯蔵品	15,907	未払費用	601
前払費用	1,116	未払法人税等	3,843
その他	6,468	役員賞与引当金	47
貸倒引当金	△21	その他	5,088
固定資産	119,254	固定負債	50,667
有形固定資産	66,210	新株予約権付社債	15,024
建物	39,450	長期借入金	34,311
構築物	1,279	資産除去債務	179
機械及び装置	11,957	その他	1,151
車両運搬具	33	負債合計	109,380
工具器具備品	1,282	純資産の部	
土地	10,492	株主資本	105,046
建設仮勘定	1,714	資本金	4,717
無形固定資産	1,057	資本剰余金	7,870
ソフトウェア	997	資本準備金	7,870
その他	59	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	51,986	利益剰余金	98,085
投資有価証券	455	利益準備金	399
関係会社株式	41,116	その他利益剰余金	97,686
関係会社長期貸付金	10,741	特別償却準備金	53
繰延税金資産	1,555	圧縮積立金	355
その他	1,252	別途積立金	64,985
貸倒引当金	△3,134	繰越利益剰余金	32,292
資産合計	214,507	自己株式	△5,627
		評価・換算差額等	79
		その他有価証券評価差額金	79
		純資産合計	105,126
		負債・純資産合計	214,507

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	107,654
売 上 原 価	57,940
売 上 総 利 益	49,713
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	32,978
営 業 利 益	16,735
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	130
デ リ バ イ ブ 評 価 益	3,672
為 替 差 益	722
補 助 金 収 入	170
そ の 他	427
	5,124
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	114
そ の 他	46
	160
経 常 利 益	21,699
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	5
投 資 有 価 証 券 評 価 損	225
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49
	280
税 引 前 当 期 純 利 益	21,419
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,509
法 人 税 等 調 整 額	△343
	6,165
当 期 純 利 益	15,254

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社
取締役会 御中

2020年5月22日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 美和一馬 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東和薬品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社
取締役会 御中

2020年5月22日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 佳男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和一馬 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和薬品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

東和薬品株式会社 監査等委員会

常 勤	白 川 敏 雄	㊟
監査等委員		
監査等委員	栄 木 憲 和	㊟
監査等委員	根 本 秀 人	㊟

(注) 監査等委員栄木憲和及び根本秀人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。また、当社は、2019年6月25日開催の第63期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2019年4月1日から2019年6月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

大阪府門真市新橋町2番11号
会場 当社本店 2階会議室
電話 (06) 6900-9100



株主総会会場
**東和薬品株式会社
本店**

交通

京阪電鉄・大阪モノレール
門真市駅 下車

出口③ から徒歩約5分

お願い
駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。